

滋賀県地域医療をリードする医師育成留学資金貸与要綱

令和6年 9月 1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、県内で習得または経験することが難しい総合的な診療に関する専門的知識または高度な技術を、外国または他の都道府県への留学（以下「留学研修」という。）により学ぶ医師に対し、留学研修のための資金（以下「資金」という。）を貸与することにより、本県の地域医療をリードする医師を育成するとともに、地域医療の発展および医師の定着促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療機関等

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

ウ 保健所その他の公衆衛生関係行政機関

(2) 留学研修

外国または他の都道府県の医療機関等または教育施設において、総合的な診療に関する専門的知識または高度な技術の習得を目的とした留学であり、移動日を除く研修期間が1年以上4年以内のものをいう。

(3) 臨床研修

医師法（昭和23年法律第201号）第16号の2第1項に規定する臨床研修をいう。

(貸与対象者)

第3条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号に掲げるすべての要件に該当する者に資金を貸与することができる。

(1) 資金の申請日時点において臨床研修を修了している者。

(2) 県内の地域医療に貢献する意欲のある者。

(3) 申請日の属する年度内に留学研修を開始する者。

(4) 留学研修修了後から1年以内に県内の医療機関等において業務に従事する意思を有している者。

(貸与の額等)

第4条 資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を毎年度一括して無利子で貸与するものとする。

(1) 海外留学研修資金（外国への留学研修）

月額 30 万円とし、同一人に貸与する資金の総額は 720 万円を超えないものとする。

(2) 国内留学研修資金（他の都道府県への留学研修）

月額 20 万円とし、同一人に貸与する資金の総額は 480 万円を超えないものとする。

2 貸与期間は、留学研修を開始する日の属する月から留学研修を修了した日の属する月までの2年以内とする。

(貸与契約の解除)

第5条 知事は、資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の貸与契約を解除するものとする。

(1) 留学研修を中止したとき。

(2) 心身の故障のため留学研修を開始し、または修了する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 性行が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 虚偽その他不正の方法により資金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。

(6) その他資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の停止)

第6条 知事は、資金の貸与を受けている者が1月以上留学研修を中断したときは、中断した日の属する月の翌月分から資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された資金があるときは、その資金は、留学研修を再開した日の属する月以降の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第7条 資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を合算する。）以内に、貸与を受けた資金の全額を一括して知事に返還しなければならない。

(1) 第5条の規定により、資金の貸与契約が解除されたとき。

(2) 第9条第1項の規定による返還の免除の要件に該当しないこととなったとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項各号に該当するときは、貸与した資金を返還すべき義務は、生じないものとする。ただし、同項第2号から第5号までに該当する期間を合計した期間が5年を超えるときまたは同項第3号および第4号に掲げる期間を通算した期間が4年を超えるときはこの限りでない。

(返還の猶予)

第8条 知事は、資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 資金の貸与を受けた期間が終了した後、引き続き留学研修を受けているとき。
(2) 前各号に定めるもののほか、やむを得ない理由があるとき。

(返還の免除)

第9条 知事は、資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、県議会の議決を経て、資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる要件のすべてを満たしたとき。

ア 資金の貸与を受けた者が、留学研修を修了した日から起算して1年以内に県内医療機関等において業務を開始し、業務を開始した日の属する月から起算して資金の貸与を受けた期間に3を乗じた期間（以下「県内従事期間」という。）従事すること。ただし、自治医科大学医学部を卒業した者および過去において医師の確保に資することを目的とする知事が別に定める貸付金の貸与を受けた者は、留学研修を修了した日から起算して1年以内に県内医療機関等において業務を開始し、かつ、当該貸付金の返還債務の免除にかかる従事期間の終了した日（自治医科大学医学部を卒業した者は、卒後の従事義務年限の終了した日）の属する月の翌月から起算して、資金の貸与を受けた期間に相当する期間に3を乗じた期間従事すること。

イ 留学研修修了後3月以内に留学研修の結果を知事に報告すること。

ウ 留学研修の成果を学会等で発表するなど、留学研修で習得した知識または技術の普及に努めるとともに、知事からの要請に従い、医学生や若手医師を対象としたシンポジウムにおいて講演するなど、知事が実施する事業に協力すること。

- (2) 前号に規定する業務期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。

2 資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間は県内従事期間に算入しない。

- (1) 妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき。

- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 97 条に規定する大学院において医学を履修する課程に在籍しているとき。ただし、県内医療機関等で常勤医として業務に従事しながら在籍している場合を除く。
 - (3) 他の都道府県の医療機関等で業務に従事しているとき。
 - (4) 外国または他の都道府県の医療機関等または教育施設で医療に関する研修を受けているとき。
 - (5) 災害、疾病、負傷その他の事由により業務に従事していないとき。
- 3 知事は、資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、県議会の議決を経て、資金の返還の債務の全部または一部を免除することができる。
- (1) 死亡または心身の障害により資金を返還することができなくなったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたとき。
- 4 県内従事期間の計算においては月数によるものとし、その計算に必要な事項は、細則で定める。

(延滞利子)

第 10 条 資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行し、令和 6 年度以降の年度が資金の貸与の初年度となる者に適用する。